消費経済審議会製品安全部会ライターワーキンググループ(第2回)
議事録

日時：平成22年2月26日(金曜日)10:00～12:00
場所：経済産業省本館2階2西8共用会議室

議題
1.ライターに係る海外の規制状況等について
2.ライターに係る国内の規格について
3.火遊びに用いたライターの分類結果について
4.ライターの適用範囲について

議事内容
【開会】
○島上課長補佐
　定刻となりましたので、ただいまから「消費経済審議会製品安全部会ライターワーキンググループ第2回」を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。
　それでは、持丸座長に以後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
○持丸座長
　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
　最初に、事務局から委員の出欠の確認をお願いいたします。
○島上課長補佐
　委員の皆様方の出欠を確認させていただきます。本日は、皆様ご出席されております。
○持丸座長
　議事に入る前に、まず定足数について確認させていただきます。本ワーキンググループは、委員の出席数が定員の過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。
　続きまして配付資料の確認を、事務局からお願いいたします。
○島上課長補佐
　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。
　まず、一番上に「議事次第」がございまして、議事次第には、本日の配付資料一覧を記載してございます。
　資料1として「委員名簿」、資料2として「ライターに係る海外の規制状況等について」、資料3として「ライターの自主基準について(社団法人日本喫煙具協会)」、それから資料4として「SG携帯用簡易ガスライターの認定基準の経緯について(財団法人製品安全協会)」、資料5として「火遊びに用いたライターの分類結果(東京消防庁)」、資料6、事務局の資料として「ライターの適用範囲について」ということでございます。
　それ以外に、配付資料一覧には載せておりませんが、席上配付させていただいており

ます参考資料として、「ライターに係る海外の規程類について」ということでお配りをさせていただいております。

参考1として「ISO 9994(シガレットライター　一般要求基準)」、参考2として「ISO 22702(点火棒　一般要求基準)」、参考3として「16 CFR 1210(米国　シガレットライター　CR要求基準)」、参考4として「16 CFR 1212(米国　点火棒　CR要求基準)」、参考5として「Commission Decision of 11 May 2006(欧州　CR対策決定)」、(THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES)、参考6として「EN 13869(欧州　CR要求基準)」というものをお配りさせていただいております。

今申し上げた資料のうち、資料4のSG基準と、席上配付のみにさせていただいております各国の規程類につきましては、著作権の関係上、委員のみの配付とさせていただいておりますので非公開扱いとさせていただきます。委員の皆様におかれましては、委員限りという取り扱いでよろしくお願いしたいと思っております。当然のことながら資料の複製等々はご遠慮いただきますようにお願いします。

配付資料は以上でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

カメラは退出願います。

【1.ライターに係る海外の規制状況等について】

○持丸座長

資料確認ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず初めに、「ライターに係る規制状況について」、NITEの新井委員から説明をお願いいたします。

○新井委員

新井でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料2に従ってご説明をさせていただきます。

実は私、先週別件でアメリカの会議がございまして、そのときにCPSCと若干話をすることができましたので、現在のシガレットライターの規制について聞いてきたものをまとめたものでございます。

1ページですが、「シガレットライターのCR規制について」ということで、アメリカでシガレットライターの規制が入った背景をまず書かせていただきました。

これは1985年にさかのぼるわけですが、子ども病院のある看護士が、CPSCに対して請願をしたということから始まったものでございます。

当時、家庭での5歳未満の子どもの死亡原因は火災が一番でございまして、また、その火災で死亡する子どもの3分の1がシガレットライターやマッチの火遊びによるということがございました。

当時(1985年)、消防が出動した火災のうち1万1,000件はシガレットライターによることがわかっておりまして、そのときの死亡者が180名、負傷者1,150名、資産にして8,450万ドルの被害になったということでございます。その1万1,000件の火災のうち子どもの火遊びがかなり大きな割合を占めておりまして、件数として7,800件、死亡者120名、負傷者860名、6,050万ドルの損失ということでございました。

当時、例えばどのような状況で火災が発生したのかとか、防止するためにはどうすればいいのかという状況を把握できていなかったということで、CPSC(米国消費者製品安全委員会)が、全米40ヵ所にフィールドインベスティゲーター(現場調査職員)を配置しておりまして、実態を把握する職員がいます。その職員がそれぞれ調べて回ったところでわかったのが、下の点のところです。5点ございます。

1つ目が、事故にかかわったシガレットライターの96%はブタンガス使用の使い捨てライターであったということでした。

2つ目が、ライターをいたずらした子どもは概ね6歳未満で、3、4歳が中心でした。

3つ目が、事故の63%は両手でガスライターを操作しており、一方の手でライターを固定し、もう一方の手の親指か人差し指で歯車を回転させるかレバーを押し下げて点けていたと思われるということでした。

最後に、子どものいたずらによる火災に関わったライターを観察したところ、ライターに不具合はなかったということでした。

こういう状況を勘案しまして、CPSCとして法律の策定に着手することを決定したものでございます。

2ページで、「テスト方法について」、規程にも書かれていますので若干端折りますが、生後42ヵ月～51ヵ月の子ども100名を対象にしたテストを2回行って、85%以上の子どもがつけられないと、そのライターは合格したことになります。

現在の対象でいいますと、シガレットライターだけではなくてノベルティーライター及び多目的ライター(点火棒)も対象になっております。

問題は、実際にCR規制を入れたところで、その効果はあったのかどうかということで問い合わせたところ、次の次のページから入っておりますが、“ Study of The effectiveness of the US safety standard for child resistant cigarette lighters ”という報告書が、2002年に出されておりまして、これに基づいてCPSCから報告があったものです。

これは、規制前の1985年～1987年の状況と、実際に規制が入ったのが1994年の7月12日だったかと思いますが、規制後1997年～1999年にどうであったかという比較をしたものでございます。規制前の3年間と規制後の3年間について、5歳未満の子どもがシガレットライターをいたずらしたことによる火災件数を比較したものでございます。

中ほどにはオッズ比を書かせていただいていますが、その辺は端折らせていただきますと、3つ目の段落ですが、規制前にはシガレットライターに係る事故の71%が5歳未満の子どもによるものでありました。ただ、規制後は48%に減少し、「オッズ比0.42は統計的に有意である」とまとめられています。これは、高年齢層(5歳以上)に比べて低年齢層が原因となった火災が58%減少したことを示しているということです。

「1998年の基準によると」と書かせていただいていますが、1998年に消防等の全国統計をまとめたものがございまして、それを基準にしています。それによると、3,300件の火災が防止されたことになり、1998年の社会的貢献でいえば総額5億6,680万ドルにのぼったことになるとまとめてございます。

これらの分析結果から、「CR基準は有効である」というのがCPSCの見解でございます。

実際には、CR基準が入って、現在、審議されているという話を聞いておりましたので、

今の状況は一体どうなのだと聞いたところ、基本的には、シガレットライターについては特に規制の改正などという動きはない。動きはないけれども、米国の規程で基準の書き方がちょっと不揃いなものがあるので、そこは統一しようとしているということがございます。

それ以外ノベルティーライターというのがございまして、これは欧州では全面禁止となっておりますが、アメリカでは、連邦では今のところCR規制になっています。ただ各州、例えばカリフォルニア州などでは全面禁止措置がとられていまして、州ごとに違うという状況がございます。

一方議員からもいろいろ意見がございまして、連邦として禁止するかどうかを今審議しているところだということでございます。

ご参考ですが、3ページを見ていただきますと、シガレットライターの試験装置でございます。これは、アメリカの基準に従った強さで火が点くかどうかというのをみているものでございますが、左側が据え置き型です。ちょっと見にくいですが、下の方にライターを設置して、どれぐらいの強さで点火するかを計るものでございます。

右側は「現地検査用」と書かれていますが、これはCPSCが独自で開発したものです。構造としては単純ですが、真ん中辺の手元の赤い部分にライターを設置して、銃みたいになっておりますが、それを押すとどれぐらいの力で点火するかというのがわかるような装置でございまして、これは、例えばスーパーマーケットだとかでライターを購入してその場で検査して不適合のものは措置をとるというような立入検査の機器でございます。

それの後、英文の報告書が付いてございますが、最後のほうから2枚目、これは、実は私が帰ってきてから今週に入って、現在の状況というので報告書をCPSCから送ってもらったものでございます。

上の表は、CPSCがそれぞれデータベースをもっておりまして、下の方に4つほど書かせていただいていますが、医療機関等々からのホットラインが入ってきたものが1つ目で、2つ目が死亡診断書をわざわざ購入してみたものと、全米90ヵ所の病院にERがございますが、そのERと契約を結びまして子どもの事故情報を集めているのが3つ目、4つ目が、それぞれ現地調査、電話インタビューをして情報を集めたデータベースです。

それをまとめて集計したのが上の表でございまして、これは2000年～2008年でございますが、シガレットライターは、死亡139件、負傷104件ということで243件、同じように点火棒ですが182件、詳細不明なライターが34件、合計459件となっております。

下の表は、先ほど申し上げましたけれども、ERからいただいた数字で、各項目の上から2つ目の「サンプル数」のシガレットライター452、多目的ライター64、詳細不明ライターが335となってございます。これが実数です。

実数に対して、全米各州の人口比を勘案しまして、全米ではこれぐらい起こっているだろうというのが「負傷見積数」になっています。シガレットライター1万6,951件、多目的ライター2,417件、詳細不明ライターが1万901件、合計で3万269件程度起こっているだろうという見積もりになってございます。

最後のページを見ていただきますと、これは、CPSCのプレスリリースと先ほどの報告書が出ていましたので、私どもでまとめたものでございます。

「米国における5歳未満の子どものライターのいたずらによる火災件数及び死亡・負傷者数の推移」ということで、規制前の2つの期間で平均したものがあります。1986年～1988年の集計に基づく年平均推計、火災が5,900件、死亡170件、負傷1,150件になっております。1988年～1990年の集計に基づくものとしましては、似たような数字ですが、火災5,600件、死亡150件、負傷1,100件となっています。

一方規制後は、これは1994？年の消防統計に基づく年間推計ですが、火災が3,100件、死亡が90件、負傷が530件になってございます。2000年～2008年につきましては、先ほど見ていただきました表を平均したところでございますが、火災が不明で、死亡が27件、負傷が24件となっています。

数字的には、ある程度解消されているのかなというところでございます。

以上です。

○持丸座長

どうもありがとうございました。

非常に貴重な情報でございます。委員の皆さんからご意見、ご質問などがあれば、この場で少し伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三木製品安全課長

新井委員ありがとうございました。

第1回、前回2月2日のワーキングのときに委員から、海外の動向はどうなのかとご質問、ご意見がございました。欧米で導入されているけれども、必ずしもうまくいっていない部分があるのではないかというようなご指摘もございましたので、海外の動向はしっかり調べようということで、NITE新井委員にお願いをいたしまして米国の動向を調べていただきました。

別途私どもも、ここにおります製品事故対策室長の藤代が今月アメリカとヨーロッパと出張してまいりまして、アメリカはCPSC、ヨーロッパは欧州委員会と意見交換をしてきております。アメリカについては、新井委員からご紹介いただいたとおりでございまして、その他につきましては、今別途、消費者庁でも海外の動向を調べていただいていますので、次回、米国以外についても、資料を出させていただきたいと思っております。

○藤代製品事故対策室長

私は、先日、これは必ずしもライターだけではございませんが、製品安全一般行政に関して欧州委員会の消費者政策担当部局の方に会ってまいりました。その際に、せっかくの機会なので、前回、参考資料として配りましたEUのライター規制関係の担当者とお会いしまして、現在の状況について聞いたところ、アメリカでは1994年に開始されたのですが、欧州は2007年の決定に基づいてライター規制を開始しているということで、試験方法については、現段階はアメリカと一緒ですが、やはりお子さんの85%、これを実施するのにかなり困難があるということで、現在の状況は、欧州の場合は法律は欧州委員会が作りますが、それは、例えばライターであれ何であれ最低の要求だけ書いて、実際の要求事項に合わせるためには民間の規格を用いるような形になっています。

今般については、欧州委員会から担当機関の欧州標準化委員会(CEN)に対して、要は子どもが容易に点けられないような構造の試験方法に関する標準化を開発するような指示を出しておるということでございます。

具体的には、今現在、40Nの力を加えてライターが点火しないような試験方法について欧州標準化委員会、これは欧州のEU委員会に参加している約30ヵ国が用いる、任意といえども統一的な標準でございますが、そこでその試験方法に関する標準を作成しようといったような指示を出している状況でございました。

ただ、皆さんもご存じのように欧州は市場が大きゅうございますし、ライターの個数も日本よりも一桁多うございますので、やはり意見の調整に時間がかかりそうであるということで、今の見積もりでは、彼らの担当者の意見によると、子どもが容易に点けられないようなライターの試験方法に係る標準化を3年以内にやる。具体的には40Nの力で点かないといったようなことをやっているという状況でございました。

詳細については、前回、他の案件もございまして時間がなかったのですが、このワーキンググループの検討状況と並行して具体的な進捗状況等もまた聞いてまいりたいと思います。また新しいことがわかった段階でご報告したいと思います。

以上でございます。

○持丸座長

ありがとうございました。

こちらも貴重な情報です。改めまして、委員の方々から意見、ご質問をいただきたいと思います。仲野委員どうぞ。

○仲野委員

ただいま事故対策室長からヨーロッパの状況についてご説明をいただきましたが、一つお伺いしたいのですが、2006年のCommission Decision自体が、一般製品安全指令(General Product Safety Directive)に基づく一年間の経過措置だということは調査されていますでしょうか。

○藤代製品事故対策室長

もちろんです。それも毎年更新されておりますし。

○仲野委員

その辺もあわせてご説明をお願いしたいと思います。

○藤代製品事故対策室長

それについては、今、仲野委員がおっしゃったように、欧州のほうではDecisionを作っておりまして、毎年更新しております。その毎年の更新方法については、現在変わっていないといったような状況でございました。

○持丸座長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

○仲野委員

先ほど新井委員からのCPSCの情報でございますが、3ページに写真があって、これはCRの力を測定する測定器だというご説明でございますが、私どもの現状認識は、アメリカでは力による操作力の規定というのを明らかにされていないのではないかと理解しておりますが、現実にはCPSCは力を測定して、適合・不適合という判断をされているのでしょうか。

○新井委員

やはりしているということですね。これをみますと、押すと数値が出てきて、何ニュートンというのが出るので、それで判断しているといわれています。

○新井委員

CRではなくて点火力ですね。

○三木製品安全課長

燃焼性能の試験装置で、CRの試験装置ではないということです。

○仲野委員

CRではないということですね。わかりました。

○持丸座長

他はいかがでしょうか。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

アメリカにおいて減少傾向にあるといったときに、アメリカにおいては幼児、お子さんだけを残して外に出てはならない、あるいは残しておいて火事があったり何かしたときに保険が適用されないとか、そういうようなことも実際にはあって減少しているという話を聞いていますが、その辺はどうでしょうか。

○新井委員

済みません。そこは詳しくは存じあげません。ホテルについては、幼児を残して部屋をあけると違反になるというのは聞いていますが、具体的なところは存じあげません。

【2.ライターに係る国内の規格について】

○持丸座長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。今度は「ライターに係る国内の規格について」、仲野委員、黒川委員の順番で説明をお願いしたいと思います。まず仲野委員からお願いいたします。

○仲野委員

資料3をお手元にお願いしたいと思います。「ライターの自主基準について」、私どもの社団法人日本喫煙具協会が実施している内容についてご説明をさせていただきます。

まず1ページで、「ライターについての自主規制の経緯及び社団法人日本喫煙具協会が実施するライター安全基準に基づく検査概要」でございます。

1番として、「ライターについての自主規制の経緯」、社団法人日本喫煙具協会では、消費者の方々を万が一の危険から守ることを目的として、1982年(昭和57年)よりライターの国際的な安全基準であるISO9994に準拠した「シガレットライター安全基準」を策定し、この基準に基づいた型式確認検査を実施しております。ちなみに2008年(平成20年)の検査実績は、年間180件ございました。

またディスポーザブルライターについては、1978年(昭和53年)9月から、当時は財団法人が付いておりませんでしたが、今は財団法人製品安全協会さんが定める携帯用簡易ガスライター認定基準の適用を受けた「SGマーク」の貼付を実施してきておりまして、平成17年(2005年)6月以降は、私どもの社団法人日本喫煙具協会の検査制度と併存しております。

ただ、実績としては、簡易製品のほぼ100%近くが私どもの検査制度の適用を受けていただいております。

2番は、「社団法人日本喫煙具協会が実施するライター安全基準に基づく検査の概要」でございますが、基準の対象となるライターの分類が2つございます。(1)の注入式ガスライター、次ページの(2)のディスポーザブルライター、この2つがございます。

(1)の注入式ガスライターでございますが、型式確認検査は、会員が製造、販売するガスライターを対象に、公的検査機関へ委託・実施をしております。

検査に合格したものは、社団法人日本喫煙具協会に型式登録し、型式確認証明書を交付して、1995年4月から型式確認合格品(安全基準適合品)に対して「適合品カード」及び「適合品シール」、下の右側に3パターンございますが、こういう「適合品カード」、「適合品シール」を交付して、会員さんはこれを付けて店頭販売をされております。

主な検査項目が、左の表でございますが、炎の高さについて、炎の高さが安全な範囲に調整できるかどうか。炎の消火テスト、炎が完全に消火するかどうか。耐落下性テスト、1.5mの高さから3回落下させてもガス漏れ等の危険がないかどうか。耐熱性テスト、65度の温度に4時間置いてもガス漏れなどの危険がないかどうか。耐炎性テスト、ライターの部品が燃えたり変形したりするような危険がないかどうか。耐圧性テスト、55度における蒸気圧の2倍の内部圧に耐えられるかどうか、簡単に破裂しては危険だというような内容の検査を実施しております。

2ページで、ディスポーザブルライターについても同様でございまして、型式確認検査は、会員が製造、販売するディスポーザブルライターを対象に、公的検査機関へ委託・実施をしております。

検査に合格したものについては、社団法人日本喫煙具協会に型式登録し、型式確認証明書を交付して、型式確認合格品(安全基準適合品)に対して「適合品ラベル」、ディスポーザブルライターの場合には「ラベル」と呼んでいますが、この「適合品ラベル」を、製品本体に一つずつ貼付しております。

検査項目としては、前ページの注入式ガスライターと同じでございますが、今ディスポーザブルライターに貼られているラベルは、3パターンございます。ここで特にごらんいただきたいのが、「子供に触れさせない。」、これを一番最初に赤字で目立つように表示をしてご注意をお願いしております。

以上でございます。

○持丸座長

ありがとうございました。

質問は後で黒川委員とまとめてお受けしたいと思いますので、続きまして黒川委員お願いいたします。

○仲野委員

これは(参考1)はどうしますか。

○持丸座長

そうですね。どうぞ。

○仲野委員

それでは続きまして「ISO 9994」、国際的なライターの安全基準の内容について、概

略をご説明させていただきたいと思います。参考資料1をお手元にお願いいたします。

参考資料1の前のほうがISO規格の翻訳文で、我々の団体規格がございます。ISOの和文が28ページまでございまして、その後ろにISO規格の原文(英文)がございます。さらに後ろから4枚、また別の英文がございますが、先ほどの真ん中のほうの日本語の28ページの続きのISO規格の表紙をごらんいただきたいと思います。これが、“INTERNATIONAL STANDARD ISO 9994 Fourth edition 2005-09-01”第4版でございます。

ちなみにISOの最初の第1版は、1989年(平成元年)にFirst editionが発行されまして、その後Second、Third、第4版が2005年に発行されております。

先ほどの後ろから4枚目の表紙をごらんいただきたいのですが、ここにも同じようにISO 9994 Fourth editionがありまして、その下にAMENDMENT1、2008年の2月に第4版の内容の一部修正版が出てございます。

それでは、最初の和文に戻らせていただきます。私、英語がだめなものですから、翻訳文のほうでご説明をさせていただきます。

表紙の次のページ、「シガレットライター安全基準【ISO 9994―2005に準拠】」ということでございますが、この内容は、先ほどの第4版と2008年のAMEND、これを加味したものをこの翻訳文で団体基準として取り入れてございます。

それでは、1ページからご説明させていただきます。

まず「適用範囲」でございますが、この基準は、ライターについて通常使用時の安全の合理性またはユーザーによるライターの合理的に予見し得る誤使用を明確にするための要件を確立するものである。

この基準は、通常シガレットライター、シガーライター及びパイプライターとして知られる全ての炎発生製品に対して適用するものである。マッチには適用しない。またタバコ、シガー及びパイプ以外のものに火をつけることを目的とした炎発生製品には適用しない。

このISO 9994はタバコに点火することを目的としたライターの基準であるという位置づけでございます。

2番の「用語及び定義」でございます。

2.1に「ライターの定義」がございます。これは前回のワーキングでもご説明を申し上げましたが、ライターというのは、「石油化学誘導物を燃料として用い、手によって操作される炎の製造装置であり、通常はシガレット、パイプ、葉巻に意図的に点火するものとして用いられるものであり、紙、芯、ローソク及びランタンのようなものに火をつけることに使われることも予測されるもの」といっておりますが、その下に、「ライターは明確にいえばローソク、懐中電灯あるいは長時間燃焼を必要とするその他の使用を目的としたものではない」という注記が付いてございます。

2.2に「液体ライター」、2.3に「ガスライター」の定義がございます。

2ページの上に、2.6に「ディスポーザブルライター」、2.7に「注入式ライター」の定義がございます。

「ディスポーザブルライター」というのは、「燃料が充てんされており、再注入することを目的としないライター」、一方で「注入式ライター」というのは、「外部の容器から燃料を充てんするか、新たにカートリッジタンクを差し込むかのいずれかによって再

注入するようになっているライター」、このように大きく2つディスポ、注入という区分けがございます。

3ページの真ん中から下の3項に、「機能的要求条項」がございます。

3.1に「炎の生成」、炎を作り出すための生成要件でございますが、「これらの操作は、以下の要求条項の、少なくとも一つ以上を満足させるものでなければならない」といっております。下にa)、b)、c)とございますが、この中の一つ以上を満足しろといっております。

まず、a)は、いわゆるライターを押さえつけるようなことで炎を維持するという積極的な行為を必要とするのが一つ目の要件。

2つ目はb)、2つ以上の異なった行為を必要とする。ライターのキャップを開ける。ヤスリをするというような2つ以上の異なった行為を必要とする。

3つ目の要件としてはc)、15N(約1.5kgf)以上の力、操作力を加えないと炎が点かないような機構であること。

炎を作り出すためにはa)、b)、c)のどれかに合致しなさいといっております。

次の4ページ、下の3.2の「炎の高さ」でございますが、ここで3.2.1の「非調整式ライター」、これは一般的に「オイルライター」と呼ばれているものですが、オイルライターは、その下の3.2.1.1で「120㎜以上の炎の高さになっていけない」といっております。

5ページの、3.2.2で、今度は「調整式ライター」についての炎の高さについての規定がございます。3.2.2.2の調整式ライターは、「最初に点火したときに100㎜以上の炎が出てはいけない」、いわゆる消費者の方が小売店などからお買い求めになって初めて火をつけたときに、余り大きな炎の高さが出ては危険だということで、安全基準では消費者が最初に点火したときには100㎜以上の炎が出ないようにしなさいという要求をしております。

その下の3.2.2.3は、「消費者が最高の炎の高さに調整装置を調整したときには、120㎜以上になってはいけない」、12㎝以上になってはいけませんという規定でございます。

2つ飛びまして3.2.2.6は、「消費者が一番小さく調整したときには50㎜以上になってはいけない」、5㎝以下の炎でなければいけませんという規定でございます。

続きまして3.3で「炎の高さの調整」、炎を調整するときに、こういうことを満足してくださいという規定でございますが、3.3.2で、下の2行目の後ろですが、動きの方向を永久的に印字または刻印しろというふうに要求しております。調整の動きを、簡単にとれて消費者が調整方向がわからなくなってはいけないということで、永久的に印字または刻印をしろというふうに基準では要求してございます。

次ページ、3.5の「炎の消火」、ここでは、ライターというのは2秒以内に炎が消える、消費者が着火動作を終わったら2秒以内に炎が消火するということが規定されております。

7ページの真ん中より少し上の3.6の「燃料充填量」、いわゆるガスが過充填になると、温度が上がると危険ですから、燃料容器の85%以上ガスが入ってはいけないという規定でございます。

その下の4の「構造上の堅牢性に関する要求条項」、ここでは構造上の問題を規定して

おりまして、4.1の「外的仕上」、いわゆる消費者がお使いになるときに、とがった角があったりして手などが切れたり擦り傷ができたりしてはいけない、そういうようなシャープなエッジがあってはいけないという内容でございます。

その下の4.2が「燃料との適性」、ライターの構成部品が使用燃料におかされないように、そういう構成部材についてきちんと管理をしてくださいということで、具体的には40度の環境温度で28日間放置をして、ガス漏れ等の影響があるかどうかをチェックする項目でございます。

次ページで、上から2つ目の4.4で「耐落下性」、先ほどもご説明を申し上げましたが、ライターというのは、1.5mの高さから3回落下させても危険な破裂とか火が点いて消えないとかガス漏れがあってはいけないという規定でございます。

その下の4.5の「耐熱性」、ライターは、65度の温度で4時間試験をしても、ガス漏れ等の危険な状態がないようにしてくださいという規定でございます。

その下の4.6の「耐圧性」、これはライター中に圧力のあるガスが入っておりますので、その圧力で破裂することがないように試験をする規定でございますが、55度の蒸気圧の2倍の内圧をかけたときにタンクが破裂しないようにしてくださいという内容でございます。

その下の4.7の「耐炎性」、これは次ページに、ライターを下向きにした図がございますが、ライターをいろいろな方向に向けたときにライターの構成部材が燃えては危険なので、そういうことがないようにしてくださいという内容です。

続きまして4.8の「耐サイクリングバーン」テストというのは、ライターの繰り返し着火、20秒間の燃焼を10サイクル繰り返してもライターが危険な状態になってはいけないという内容でございます。

その下の4.9の「耐連続燃焼性」、これは、ライターを連続燃焼させたときに危険な状態がないようにということで、2分間連続燃焼させたときに、危険な状態を引き起こすことなく耐えるような構造にしてくださいという規定でございます。

10ページからは「テスト方法」です。今までご説明した内容のテスト方法が規定されております。ここは割愛させていただきます。

22ページの真ん中より少し上で「指示書及び注意書」の6.1で、全てのライターは適切な使用方法をユーザーに伝える適切な安全情報(指示書または注意書、あるいはその両方)、またはそれにかわるセーフティシンボルを伴うものといっております。ライターに指示書、注意書を必ずつけてくださいと。

ここで「セーフティシンボル」という言葉が出ておりますが、このセーフティシンボルについては、次の23ページ、24ページ、25ページと4つのパターンのセーフティシンボルがございます。

6.2の「表示場所」ですが、その表示はどこにするのかということでございますが、安全情報はライター自体か、またはライターと一緒に包装された個別のカタログないしはパンフレットか、または販売の際の製品の包装のいずれかに付けるという規定でございます。

どのような内容が書いてあるのか、6.3の「記載内容」でございますが、まず「WARNING(警告)」という文言を使う。全体にまず「WARNING」と表示してください。そ

れと“KEEP AWAY FROM CHILDREN(子供から遠ざけてください)”または“KEEP OUT OF REACH OF CHILDREN(子供の手の届かないようにしてください)”

ここで括弧書きがございますが(ここで使用される表現は説得力があり、また識別できるものであること)、その他の注意書きとはっきり区別できるように、子供さんの注意書きを明示してくださいといっております。

続きまして「セーフティシンボル」でございますが、これは、ヨーロッパは多国言語の国でございまして、EU自体で27ヵ国ございますので、EUでライターを販売するときには27ヵ国語のインストラクション・ワーニングが必要だということで、そのかわりにセーフティシンボルを付けることで、文書で書くことをこのセーフティシンボルに代えてもいいという規定でございますが、a)として“WARNING(警告)”のシンボルとして、赤か黒のトライアングルにコーテーションマーク、これがWARNING(警告)のシンボルでございます。

次ページがb)の“KEEP AWAY FROM CHILDREN(子供から遠ざけてください)”のシンボルでございますが、赤丸に斜線で真ん中に子どもさんのマークがございます。

c)が“CAUTION, RISK OF FIRE(注意、火災の危険)”のシンボルマークは、赤または黒のトライアングルに炎のマークのついたもの。

次ページd)の“NEVER EXPOSE TO HEAT ABOVE 50℃ OR TO PROLONGED SUNLIGHT(50度以上の高温或いは長時間日光に絶対に曝さないで下さい)”というシンボルマーク、赤丸の斜線に太陽のマークと温度計で50度というような表記がございます。

こういうような注意表記でございますが、この内容については、先ほど私どもの団体の基準制度の内容でご説明をいたしましたが、使い捨てライターの3パターンある中に、シンボルマークを使った警告表示を使っているものがございます。

最後でございますが、一つ重要なこととして最終ページ26ページでございますが、7番の「製品に付けるマーキング」といたしまして、「全てのライターは製造業者又は販売業者が確認できるブランド名、記号又は名称を永久的に表示しなければならない」と、国際安全基準では規定しております。

以上でございます。

○持丸座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして黒川委員からご説明をお願いいたします。

○黒川委員

それでは、資料4を説明させていただきます。

まず携帯用ガスライターのSG認定基準の経緯について記載しております。SG基準は、過去に、これまでも含めて合計4回基準改正を行っています。1回目は、昭和52年の12月に基準を制定しています。基準内容としましては、ASTM F400、これは1975年に制定されたものに整合させています。第2回目は、昭和55年4月に、同じく基準内容はASTM F400、1979年に整合させています。第3回目が、平成元年の2月に基準を改正しています。同じくASTM F400の1987年に整合をさせています。

そして現在の基準、これは平成16年11月の5日に基準を改正しています。基準内容としましては、ISO9994、これは2002年、いわゆる第3番に当たるISOに整合させています。

次に2番目の「適用範囲」です。まず昭和52年と昭和55年、これにつきましては、再充填できるものも含むものとして適用しています。

簡易ガスライターの定義としましては、「燃料そうが合成樹脂であって、使い捨てのもの及び同等の形状で再充填できるもの」というふうに定義されています。

そして適用範囲につきましては、「合成樹脂の燃料そうにブタンを主たる成分とする液化ガスが充填されたライターについて適用される」。

次の平成元年の基準改正のときには、「携帯用簡易ガスライター(再充填できるものも含む)」、そしてタバコの点火用に限定しています。

そしてさらにASTMを整合させるために、「簡易ガスライターとは、燃料そうが合成樹脂であって、燃料として24度における蒸気圧が103kPaのゲージ圧を超えるようなブタン、イソブタン、プロパンまたはその他の液化炭化水素混合物を用いたものであって、かつ使い捨て、もしくは使い捨てと同等の形式で再充填できるものをいう」としています。

そして平成15年、携帯用簡易ガスライター、これは基準改正をしたときに使い切りのものに限定しています。これは、これまでのSGの実績からしまして、再充填式のものがほとんど申請がない、需要もないということで使い切りのものに適用範囲を限定しています。

あとは同じ内容となっています。

次のページで、財団法人製品安全協会、その概要を記載しています。

まずSGマーク制度につきまして、製品安全協会では、構造、材質、使い方などからみて、生命または身体に対して危害を与えるおそれのある製品につきまして、安全な製品として必要な認定基準を学識経験者、消費者、製造業者、販売事業者、試験検査機関、官公庁等の代表の方々のご意見に基づいて作成しています。

そしてSGマークは、この基準に適合した製品のみに表示をされ販売されています。

そしてSGマークが表示された製品に万が一欠陥があり、その欠陥によりけがなどの人身事故が起きた場合には賠償措置を実施します。

これがSGマーク制度の最大の特徴で、製品の安全性の確保から、万が一の人身事故に対する賠償まで、消費者に安心してお使いいただくための目印となっています。

その下の、万が一事故が起きた場合、これはSGマーク表示製品の欠陥により人身事故が生じたと認められる場合には、製品安全協会が調査・検討の上、被害者1人につき1億円を限度に損害賠償を実施しています。

一番最後に、SGマークの表示手続きの流れとしまして、2つありまして、まず一つが、工場等登録・型式確認という方法で、これは製品安全協会が、その工場に調査に伺いまして、品質管理体制及び試験設備などにつきまして審査を行います。それに適合しますと契約を結びまして、今度は試験所のほうで型式ごとに試験をします。それに適合した後にSGマークの申請がされるという方法が一つです。

もう一つの方法が、ロット認定という方法です。これは、委託の試験機関、個々でガスライターの特殊検査という性能試験をします。次に試験所から申請台数のある場所まで行きまして、そこで抜き取り検査をして外観などを確認します。それに適合していますと、申請台数分のSGマークを差し上げます。

この2つの方法で表示手続きを行っています。

次のページは、これを図式化したものです。

その次に、SGの基準、「携帯用簡易ガスライターの認定基準及び基準確認方法」です。

そこに、先ほどの基準の目的と、その下に適用範囲が書かれています。適用範囲は、「この基準は、主としてタバコの点火に使用することを目的として設計された携帯用簡易ガスライターについて適用する。携帯用簡易ガスライターは、燃料そうが合成趣旨であって、燃料として24度における蒸気圧が104kPaのゲージ圧を超えるようなブタン、イソブタン、プロパン、またはそのほかの液化炭化水素混合物を用いたものであって、かつ燃料を再充填できない使い切り形式のものをいう」ということで適用範囲を決めています。

その下からが、実際の基準の内容です。基準の内容は、ISOに整合させているのですが、ただ、和文の翻訳ですと、どうしても言い回しでわかりづらいということがありまして、SG基準のほうはわかりやすい表現とするために、この内容自体は、先ほどの参考1と同じですが、表現方法はSG基準の表現方法に修正をしています。

項目としましては、1番の「外観及び構造」、その中に先ほど仲野委員がおっしゃいましたように、1．の(2)で、ライターの要件としましては、(a)の炎を形成し、維持するためには、レバーを押し続けるなどの意図的操作の継続が必要であること。(b)の、炎を形成するためには、2つ以上の独立した操作が必要であること。(c)、炎を形成するためには、15Ｎ以上の操作力が必要であること。

このように、表現は異なりますが、内容はISOと一致させています。

次のページにありますように「炎の高さ」、これも同じように、その数値が書いてありまして、この内容も整合をさせています。

その下の「炎の状態」、その次の「消火時間」、それから4ページの「耐衝撃」、「耐熱性」、「耐燃焼性」、そのほかいろいろな試験がありまして、表現はSG基準のほうにしていますが、数値自体はISOの数値と整合をとっています。

最後の6ページ、これは表示と取扱説明書の項目で、これにつきましては、ISOに整合している部分＋過去の国内の事故事例を踏まえて、それを取扱説明書やその表示などで追加しています。

以上です。

○持丸座長

どうもありがとうございました。

ISOの安全基準及びそれに基づく協会及びSGの安全基準についてご説明をいただきました。委員の方々から質問、ご意見などがあれば、この場で一度お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柳澤委員

柳澤でございます。今の仲野委員及び黒川委員のご説明、非常に重要なお話であって、火災を防ぐというところには、ライターそのものの品質を高めないといけない、いわゆる今いわれたISOの国際基準にのっとったやり方というのは非常に望まれることだと思います。

一つここで、アメリカで、これはCPSCが出した資料ですが、1997年～2005年の間に、ライターの不具合によって生じた火災、事故、こういうようなものが362件あります。

その中で事故の件数が一番多いのが102件で、これがガスライターの充填量を遵守しない、その辺のところから来ているというのが102件あります。これは火事とともにライターそのものが爆発したということがあります。

ここでお聞きしたいのですが、今ISO 9994の中の7ページの3.6のところに、「ガスの充てん量は85%を超えてはならない」という非常に重要な基準がありますが、この基準についてお伺いしたいのですが、85%を超えてはいけないという試験はやられておられますでしょうか。

○仲野委員

どなたに対するご質問でしょうか。

○柳澤委員

どちらも、SG検査の方と、あと喫煙具協会さんの検査の方とお願いいたします。

○持丸座長

それでは、まず仲野委員から回答をいただけますか。

○仲野委員

それでは喫煙具協会の実施状況について回答させていただきます。

柳澤委員もご存じのことかと思いますが、喫煙具協会では、ディスポーザブルライターについては充填量のチェックを行っております。また注入式ライターにつきましては、充填量のチェックをすることは、余り技術的な意味がないという判断をしておりますので、現状では注入式ライターの充填量のチェックは検査項目から除外しております。

○持丸座長

ありがとうございます。黒川委員からもコメントをいただけますか。

○黒川委員

SG基準のほうも充填量、これは基準の中に入っていません。ただ、この基準の制定当時、私は担当していませんでしたが、多分仲野委員と同じ理由で入れていなかったのではないかと思います。

○持丸座長

それは、ディスポーザブルも、今、していらっしゃらないということですか。

○黒川委員

はい、そうですね。

○柳澤委員

ISOの基準そのものでは、ライター、いわゆるディスポーザブルライター、それと注入式ライター、どちらについてもガス充填量を守れという話があるわけですね。ですから、これは今後基準を作っていく際に、こういうところも一つ考えていただかないといけない点ではないかと思います。

もう一点ですが、ISO 9994の中の連続燃焼試験というのがございまして、この連続燃焼試験は、ライターを着火して2分間着火を続けて、それで部品の変化がない、溶けるとかの不具合がないということですが、この辺の検査はきちんとやられているのでしょうか。

○仲野委員

私へのご質問ということでよろしいでしょうか。

○柳澤委員
　どちらも一緒ということでお願いします。
○持丸座長
　仲野委員からお願いします。
○仲野委員
　実施をしております。
　それと、その前にお話のあった、ISOに規定されるのにやらないのはおかしいのではないかというようなご質問の趣旨だと思いますが、ISOの規格の中には、全てのライターが含まれて規格書が作られております。ですから、燃料で区分けをしますと、ガスを燃料としたもの、またオイルを燃料としたもの、さらに注入できるもの、注入できないものといろいろな区分けがあるわけですが、これをどのような検査制度でやっていくかは、私どもの団体の判断によるものだと思っておりますので、現状、私どもでは、オイルライターについても検査はしていないのが現状でございます。
○持丸座長
　ありがとうございました。黒川委員から何かありますか。
○黒川委員
　資料4の5ページ、「8．継続燃焼試験」で、2分間燃焼させる試験がございますので、それは実施しているということですね。
○持丸座長
　はい。よろしいでしょうか。
○柳澤委員
　一つよろしいですか。
○持丸座長
　どうぞ。
○柳澤委員
　そうしますと、検査で合格していると市場には流せることになりますが、その市場に出ているライター、これが一番重要なわけですよね。要は消費者が購入するという点からすると、市場に出ているライターが実際そういう検査に通っているのかどうか、あるいは合致しているのかどうかを確認するためのサンプリングテスト、そういうものもあると思いますが、そのサンプリングテストとかというのはやられていますでしょうか。
○仲野委員
　喫煙具協会として年に1回～2回、市場からのサンプリングテストを実施しております。
○持丸座長
　ありがとうございます。黒川委員からも何かお願いします。
○黒川委員
　SGでは、毎年ではありませんが、SG付き製品を市場から買い上げる試買検査というもので実施しています。
○持丸座長
　ありがとうございました。
○柳澤委員

そういうことですが、ただ、市場にそういう試験に耐えられないような製品が見受けられるということもありますので、この辺は、今後また法制化を行っていく上で、そういう点の市場でのライターの検査というのも重要になってくるのではないかと思います。

○持丸座長

私から質問ですが、今これは、いわゆる自主基準ですね。ISOにはなっておりますが、日本として規制をかけているわけではないと私は理解していますが、市場で見られるというのは、自主基準のマークがついているのにどうなのかなというのが見られるような気がするという趣旨ですか。

○柳澤委員

そのとおりです。

○持丸座長

わかりました。

○仲野委員

一点よろしいでしょうか。

○持丸座長

どうぞ。

○仲野委員

ただいまのお話ですが、いつごろのデータをお持ちになっておっしゃっているのか、私もよく理解できませんが、会社さんとして過去にそういうようなサンプリングをされてデータがあったとしても、数年前のことをいつまでも持ち出して、マーケットには悪い商品があるというのは、これは“Unfair Competition”に当たるおそれがありますので、その点について十分ご注意をお願いしたいと思います。

○持丸座長

今、余り本質的な議論ではないと思いますが、いずれにしてもこの部分は、そもそも今回のベースとして規制をしていくのかどうかということと、それから実際に規制をしたら、その中でどうやってきちんとチェックをしていくのかというのは大事だという点は了解をいたしました。

○柳澤委員

一つよろしいですか。

○持丸座長

どうぞ。

○柳澤委員

先ほど仲野委員から、前のデータと。我々の方では毎年市場のチェックはやっていますが、そういう中で、つい近々の市場に出回っている製品もそういうものがあるということです。

○持丸座長

わかりました。しかしながら、それは一応御社の自主的な調査の結果だということで、了解したいと思います。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○川村委員

非常に素人のというか、素朴な生活者としての疑問ですが、今ISOの基準とかいろいろなお話を伺っていましたが、炎の高さのことで、お教えください。調整式ライターというのは、これは、炎が10㎝以上にならないように云々というのがありましたが、これは普通にたくさん出回っているディスポーザブルライター、いわゆる100円ライターとか、ああいうものではないライターでしょうか。もし、そういうものが最初に10㎝なりの炎が出るとしたら非常に危ない状況があるのかなと思いますが。

もしその10㎝の炎が最初に出るとすれば、それを点けるとなれば子どもだけではなく大人だって危ない状況というか、眉毛を焦がすとか髪の毛がどうこうというようなことだってあり得るのではないかと思いますが、その10㎝や12㎝の炎の高さで検査するというのは何ら問題なく行われていることでしょうか。

○持丸座長

仲野委員からコメントをいただけますでしょうか。

○仲野委員

それでは、私からちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、10㎝で出荷してくださいではなくて、10㎝以上にならないように抑えて出荷してくださいということです。今、日本のマーケットのディスポーザブルライターの状況はほとんどが調整式ライターで、お買い求めになった消費者が、自分の任意の炎の高さに調整できるような構造のものになっているのではないかと思っております。

この理由は、ガスライターに使われているガスは、温度変化によって、その気化の仕方が、ガスライターのタンクの中にはガスが液化されて入っているわけですが、これが揮発してガスになって燃えているわけですが、このガス自体が温度変化によって気化する率が変わります。ですから、同じ調整値でも寒冷地に行くと炎の高さが小さくなるし、暖かいところに行くと炎の高さが伸びるというような傾向がございます。

そういうことで、消費者が任意の炎の高さでお使いいただけるようにということで、日本では調整式ライターが一般的には好まれているのかなというふうに理解しております。

○持丸座長

私素人ですが、少し補足しますと、6ページの図に描いてあるようなものが100円ガスライターに付いておりまして、それが、一番火が出る状態である条件下で10㎝以下というのが一つの基準で、実際の出荷のときには、多分真ん中辺に調整されているわけですから、そこまで火が出ることはないというのが実情なのだろうと理解しております。

そういうことでよろしいですかね。

○仲野委員

ありがとうございます。

○川村委員

そうしますと、その炎の高さによっての問題というのは全然考えなくてもよろしい、今の検査基準のことについて、子どもがやけどをしたとかというようなことについては考える必要はないということでしょうか。むしろ扱いによって事故が起こっているのであって、炎が出過ぎるために何か事故が起こるというようなことは全然問題にはならないのでしょうか。

○仲野委員
　その炎の高さが子どもさんの火遊び事故にどのように影響しているか、はっきりは把握しておりませんが、炎の高さと火遊び事故との因果関係というのは、直接は結びつかいないような気がいたします。
○川村委員
　はい。ありがとうございました。
○柳澤委員
　今の仲野委員と同じ答弁でしたが、もしよろしければ、私、今ライターを持っていますが、それを着火させてもらってよろしいですか。
○持丸座長
　はい、それは。
○柳澤委員
　今どういうことかというところをご理解いただければいいなと思いますので。
○持丸座長
　はい、どうぞ。
○柳澤委員
　ライターが2つありますが、どちらも電子式ライターで、調整式ライターと非調整式ライターです。非調整式ライターは、常に一定の火、(着火)これしか出ません。それから、先ほど仲野委員から説明があった調整式のライターですが、これは、最初は(着火)こういう形です。ところが調整レバーがありますから、調整レバーをマックスにすると(着火)結構大きくなります。
　確かに子どもさんに対しての危険云々ということよりも、これは大人がタバコを点ける際に危ないのではないかというところは一つありますが、ISO 9994では、そういう規定が、10㎝というのがありますので、それを守っていればよろしいのではないかと思います。
○川村委員
　はい。わかりました。

【3.火遊びに用いたライターの分類結果について】
○持丸座長
　はい。他はよろしいでしょうか。
　それでは、議事を次に進めたいと思います。今度は、火遊びに用いたライターの分類結果、これも以前ご質問があったことですが、清水委員からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
○清水委員
　資料5をごらんいただきたいと思います。「火遊びに用いたライターの分類結果」ということで、経産省さんからご依頼がありまして、私どもの過去の火災原因調査の資料から写真に基づきまして分類した結果でございます。
　これは、先ごろのワーキングでご報告させていただきました平成11年～20年までのライターによる火遊び火災511件、これは12歳以下の子どもで、行為者年齢が特定できた

ものがベースになっております。なおかつ「火災調査書」としまして、私ども火災があった後は資料にまとめておりますが、それが紙ベースで残っているものが平成18年～20年までです。これは内規によりまして保存年限が決まっている関係で、紙ベースが残っているのはこの期間で、147件でございます。

その内容につきまして調査したところ、発火源となったライターを撮影した写真が添付されているものが91件ございました。その中から写真でライターの機種が分類できたものは72件でございます。その72件の行為者年齢別の発生状況をまとめたものが下の表でございます。

この分類につきましては、先ごろのワーキングで喫煙具協会さんからご提供いただいた資料をもとに分類した結果ということでございます。

ディスポーザブルが58件、注入式が4件、点火棒が9件、ノベルティライターが1件、合計72件という結果でございます。

以上でございます。

○持丸座長

ありがとうございました。

この資料をご説明いただきましたことについて、何か質問、コメント等がありましたら、ここで一回お受けしたいと思いますが、先に廣田委員どうぞ。

○廣田委員

今の東京消防庁さんの資料ですが、ディスポーザブルライターのフリント式と電子式というのがありますが、フリントというのはそれほど種類はなくて限られたものですが、電子式というのは、真っ直ぐ押すタイプ、スライドするタイプ、はたまたふたがついているタイプと大きく分けると3分類されると思いますが、ここら辺の分類といいますか、そこはいかがなものでしょうか。

91件写真が添付されていて、判定できたのが72件だということでしょうけれども、約20点くらいは判別不明ということだと思いますが、前回も申し上げましたとおり、私どもが見ればほとんど全部わかると思います。

私のいいたいところは、電子式ライターが44件と一番多いのですが、この中に、大きく分けて3タイプあるといいましたけれども、私どもの知りたいところは、その中で、お子さんが一体どういったタイプのものに一番興味を引かれるのか、どういうものが一番事故にかかわっているタイプなのか、それをぜひとも情報として欲しいと思います。

以上です。

○持丸座長

清水委員から、何かコメントがありましたらお願いします。

○清水委員

その細部の分類につきましては、そこまでは実施しておりません。

それからあと19件不明なものが含まれておりますが、それは写真の状況から判定できないということでございます。それと、ライター自身がかなり燃えてしまっているもの、あるいはライターが別の着火物とか、そういったものと一体となっていてなかなか判定しづらいということで19件が不明ということでございます。

○持丸座長

ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。瀬川委員どうぞ。
○瀬川委員
先ほど来、この前の会議からずっといっているのですが、協会は自主基準で、50%以上のライターが自主基準に入っていないわけです。私どもが、そこで見ておきたいことは、実際に事故が起きているライターが、私どもの自主基準に入っていらっしゃった、要するにISO 9994に基づいてつくられたライターなのか、そうでないのか、そこら辺もみてみたいのですが、プロが見れば、ある程度どこのものでどうやっているかわかるものですから、そこら辺を参考にして、とにかく50%、我々が一生懸命自主基準を守っていて、50%は自主基準を守っていないということをご理解いただきたいと思っています。
○持丸座長
三木課長お願いします。
○三木製品安全課長
東京消防庁さんに資料をお出しいただきましてありがとうございました。
実際の「火災調査書」をお調べいただいて、こういうのを分類いただいたわけでありますが、実際の写真、ライターの現物の写真もございまして、これも審議会にご提供いただけないかというお願いをしておったわけでございますが、プライバシーとの関係もございまして、この審議会の資料として写真そのものをお出しするのはなかなか難しいということでございます。
ただ、写真を私ども少し見させていただきましたが、やはり形が残っているものもございますし、関係者の方に限って確認をいただいて、どこ製のものか、どういうタイプのものかというのを見ていただけるようにお願いをいたしまして、より詳細にわかるようにしていきたいと思っております。
それからあと、先週も実は新聞等の報道で、練馬でライターの事故があって、小さいお子さんが2名亡くなったということがありましたが、これもマスコミ報道でライターといわれておりますが、これについても、もし情報がありましたらということでお願いをしておりましたけれども、これは何分まだ調査中ということでございまして、調査が終了するまではどれが原因だとかということもなかなかお話ししにくいということでございましたので、また新たな情報が入りました際にはご提供いただけたらと思います。ありがとうございます。
○持丸座長
ありがとうございました。
他に何かございますか。仲野委員どうぞ。
○仲野委員
東京消防庁さんには大変ご苦労いただいて資料をお出しいただきまして感謝申し上げます。
一つお伺いしたいのですが、昨年の12月15日の審議会、製品安全部会に私どもの団体長が意見を述べておりますが、そのときには、これからいろいろな基準を作るに当たって、参考として、言葉は悪いですが、事故を起こす犯人の限定をぜひしていただきたい、何が何でもライターが1から10まで全部だめだというのはおかしいのではないかという

ことで、全国規模での調査をお願いをしているというふうに団体では理解をしておりますが、その点についてはいかがでしょうか。
○持丸座長
　消費者庁辻野課長補佐お願いします。
○消費者庁辻野課長補佐
　消費者庁でございます。今総務省消防庁さんに協力をいただきまして、東京消防庁さんが行っていますこの調査ベースで、全国の政令指定都市を対象にどのようなライターが原因だったか、必ずしも全部はわかりませんが、提出できないかということで、今協力してやっております。次回以降、必ず出せるかどうかというのは、今はお約束できませんが、何がしかこのワーキンググループの中で出せるによう今準備をしているところでございます。
○持丸座長
　ありがとうございます。
　何かございますか。
○仲野委員
　直接関連しないことかもしれませんが、団体として、皆さん会員さんがお思いになっているのは、いろいろ国にお願いはするけれども、お願いがなかなか通らないでどんどんどんどんワーキングはレールに乗って進んでいっているのではないかというような印象を、会員の皆さんがお持ちなものですから、報道発表とか審議会の説明に沿ったワーキングの進め方を、前回もお願いをいたしましたが、お願いしたいということを再度お願い申し上げます。

【4.ライターの適用範囲について】
○持丸座長
　了解いたしました。
　他はいかがでしょうか。
　それでは、最後の議題となりますが、本日の事務局からの「ライターの適用範囲」という資料につきまして説明をお願いいたします。
○島上課長補佐
　資料6「対象とするライターの範囲について」、ご説明申し上げます。
　最初に、2枚目の表から説明をさせていただきたいと思っております。
　この表は、左側にライターの区分、分類を書いてございまして、その区分に応じまして欧米の規格だとか我が国の規格、流通量についてまとめさせていただいております。これまでの説明と重複する部分もございますが、ここでおさらいをさせていただければという趣旨でございます。
　ライターの区分につきましては、HSコードをベースにして分類しておりまして、大きくシガレットライターとそれ以外のものにまず分かれまして、シガレットライター以外のものは点火棒が属します。シガレットライターの下に携帯用とそれ以外のものに分かれ、携帯用のさらに下の階層では、使い捨て式(ディスポーザブルライター)と注入式に分かれております。さらにその下の、使い捨て式は汎用品として整理しております。注

入・充填式のものについては、ここは定義の問題があろうかと思いますが、汎用品とそれ以外の贅沢品、高級品といったものとに、便宜上分けております。

まず米国の規格につきましては、先ほど来資料も配付しておりますが、いわば二階建ての構造になっておりまして、す。いわゆる一階部分については、ライター全般に対する規格ということでISOがでカバーされております。アメリカの場合は、全てに丸が付ついておりまして、これは任意の規格でとなっています。CRの規格につきましては、シガレットライターは使い捨てと注入式の汎用品に限って適用されています。あと点火棒についてもCR規格というのが強制的に入っているという仕組みになっております。

他方欧州の場合、一階部分のISOについては、基本的にシガレットライター部分は全て強制的に入っておりますが、点火棒については任意ということになっております。CR規格につきましては、使い捨て式、注入式いずれも汎用品についてカバーされている状況でございます。

これに対して日本の場合ですが、先ほども発表がありましたけれども、SG基準の場合は使い捨て式のみを対象にしておりまして、喫煙具協会さんにつきましてはシガレットライター一般について適用されている。内容はISO基準に準拠ということでございます。

それで、流通量につきましては、以前喫煙具協会さんからもご発表がありましたけれども、この分類に従い、輸入統計等々に基づきましてとりあえずどれくらいのものが国内に入ってきているのかという数字を、改めて記載しております。

貿易統計は、最新のものが入手できましたので2009年のベースで書いております。使い捨て式の汎用品につきましては、輸入数量が約4億3,700万でございまして、これがほぼ大宗を占めておるという状況でございます。

その場合、平均的な輸入単価、これは件数と輸入金額を単純に割ったものでございますが、およそ52.5円という数字が出てきております。これはあくまでも目安でございます。

注入式・充填式の汎用品につきましては9,573万個輸入されておりまして、1個当たりおよそ64円、それ以外の贅沢品ということで、この個数が約1万件でございまして、金額は1万3,443円という金額になっております。

それ以外の「その他」ということで、貿易統計上くくられておりまして、携帯用以外のものと点火棒、その詳細はわかりませんが、およそ965万個が入っておりまして、それぞれ1個あたり大体102円相当となっております。

また国内の工場の出荷数量、これは2008年の喫煙具協会さんの調べでございますが、使い捨てのライターが約7,700万個ということで、出荷単価はおよそ28円相当。それに対しまして注入式が36万個ということで、1,140円となっております。

簡単にこういう形で表にまとめております。

それで、1ページに戻っていただきまして、タイトルにございますとおり「対象とするライターの範囲について(考え方及び論点)」と書かせていただいております。

ライターの対象範囲を確定するためには、当然のことながら技術基準や試験方法などを踏まえながら、そうしたものをどうするのかということを議論しながら全体として決まってくる問題ではないかと考えております。

ご承知のとおり技術基準、試験方法などにつきましては、今後検討すべき議題になっ

ておりますので、本日この場でライターの範囲を確定するということではございませんけれども、ただ、これまでの議論などを踏まえますと、少なくとも大枠のイメージを共有することは可能ではないかなと考えております。この参考となるための資料という位置付けで、考え方及び論点をまとめております。

もちろんそれぞれのお立場から異なる意見があろうかと思いますので、その点は忌憚のないご意見をいただければと思いますが、まずこの点を申し上げておきます。

それでは、1枚目の中身ですが、まず「シガレットライター」につきしましては、およそ4つの論点といいますか、こういう考え方があるのではないかということでまとめております。

一つ目が、国内流通数量が約6億4,000万個、これは平成20年度の喫煙具協会さんの調べでございますが、その内の9割(約5億7,000万個)を占めるディスポーザブル式ライター(使い捨てライター)については、汎用的に用いられているという実態がございますし、そういう製品であることからすれば、その部分につきまして、安全対策が急務ではなかろうかという考え方でございます。

2つ目の注入式ライターにつきましては、これは、貴金属等を用いた装飾品的な高級品もある一方で、ディスポーザブル式に類似した汎用品のものもあるという実態があろうかと思います。少なくとも汎用品として用いられているものにつきましては、ディスポーザブル式と同様な安全対策が必要ではないかという考え方でございます。

3つ目ですが、注入式ライターを汎用品とそうでないものに区別することはどうすれば可能なのか、どこで線引きをするのかということが、この点の議論を進めていくに当たってはかなり重要ではないかという考え方でございます。

4つ目につきましては、いろいろな分類方法がございまして、例えば燃料だとか燃焼方式、着火方式等いろいろな区分がございますが、そうした違いにかかわらず同様の対策が必要なのではないかという考え方でございます。

次の2．の「その他のライター(点火棒ユーティリティライター)」でございますが、2つほど考え方をまとめております。

1つ目は、点火棒については、レストランなどの厨房などで業務用に用いられる一方で、家庭用として、汎用品としても用いられている実態があるのではないか、家庭に入っているのではないかということでございます。

2つ目、点火棒については、既に米国でCR規制の対象となっておりますので、シガレットライター同様の安全対策が必要なのではないかという考え方があろうかと思います。

3つ目ですが、ノベルティライターにつきましては、こうした分類で整理するというよりも、恐らく形状の問題だと思いますので、シガレットライター(ディスポーザブル式・注入式)に分類されるものもあれば、点火棒に分類されるものもあるだろうということで、こうした幼児に興味を与えるデザイン等の制限につきましては、技術基準のレベルで検討すべきではなかろうかと考えております。

以上でございますが、先ほど申し上げたとおり、今日この場で確定するということではないのですが、およそ皆さんはどういうふうに思われているのかということでご議論いただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○持丸座長
ありがとうございました。
私からも、ワーキンググループにおける議論の進め方に対する考え方を述べさせていただきます。
ここまでワーキンググループでは、今まで起きている事故の現状であるとか、あるいはそのベースになるISOの基準などについて、委員の皆さんで情報を共有していただくというステージで進めてまいりました。このワーキンググループは、このようなチャイルド・レジスタンスの安全規制をやるべきかどうかということと、もしやるとしたら、では一体何が対象になるのか、それに対してどういう試験方法をしたらいいのかということを検討していくところで、これらは、個別というより一体として検討しなければならないというのはもちろんご理解いただけていると思います。
ただ、一体として検討するにしても、一体としてここでがさがさ議論をしてもなかなか先に進みませんので、ここは私どもとしては、まず対象なら対象というところで切り分けて、少し個別具体的なものを出してディスカッションをしたいという考え方です。したがって個別に一個一個の案件を決めていこうということではありません、あくまでも個別な事例を出して皆さんのご意見をいただいてディスカッションをしていく。また、あるいは試験方法についてもディスカッションをしていく。これらを通じて、なるほどそれは現実的ではないとか、現実的だとか、そういうことも踏まえて全体のディスカッションを進めていきたいと考えています。
それで、本日は、その中でライターの対象というところについて、事務局から少し具体的な案を出していただきまして、これについて皆さんのご意見を今日は聞きたい、このように考えているということです。
それでは、早速ですが、これから委員の皆さんのご意見等を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。
○仲野委員
一点質問がありますが。
○持丸座長
それでは、先に質問から伺います。仲野委員どうぞ。
○仲野委員
2ページの横長の表でございますが、HSコードで区分けをされたというご説明でございますが、いわゆる液体ライター、オイルライターはこの表ではどこへ入っておりますでしょうか。
○小笠原課長補佐
これにつきましては、この間、喫煙具協会さんからちょっとお聞きしまして、「その他のライター」のところに入っております。あと、点火棒とその他のライターのところで、輸入数量につきましては一緒に書いてございますが、当初喫煙具協会さんのご指摘ですと、点火棒につきましては、そこに該当しないのではないかというお話がありましたけれども、内容につきまして財務省等に確認いたしましたところ、点火棒につきましても「その他のライター」に入るのではないかというようなお話もございましたので、こちらにつきましては合わせた数字という形で計上しております。

○三木製品安全課長
　この表自体、あくまでも目安でございまして、厳密に一対一に対応しているかどうか、それはあくまで、左側はHSコードに基づいた分類でございまして、必ずしもアメリカ、欧州の規制と一対一に対応しているわけではないと思います。ですから、厳密にいえばこちらの部分はこちらに入っているとかということもあろうかと思いますが、あくまでラフな、シンプルなイメージということでお考えいただけたらということで、あくまで参考資料でございます。
○持丸座長
　よろしいでしょうか。
　ほかに質問がございますか。ではよろしくお願いします。
○廣田委員
　「対象とするライターの範囲」ということで2番目に「ディスポーザブル式に類似した汎用品のものもあり」と書いてありますが、「汎用品」というのは一体何を指しているんですか。
○持丸座長
　これも事務局から追加説明をいただけますか。
○島上課長補佐
　先ほど申し上げたように、基本的にディスポーザブル式に形状等々似たようなものということで、そういったものをイメージしておりまして、使われ方としては、基本的に同じなのではないかということです。
　というのは、贅沢品の場合、これまでお話を伺っていますと、装飾品の類ということで家庭内での管理もしっかりされているだろうということを考えますと、それ以外、その辺にポンと置いておくようなもの、ありふれたものという意味で「汎用品」という言い方をしております。
　もちろんここの定義が非常に重要になってきますので、それについてお考えがあればぜひとも開陳していただければと思っております。
○廣田委員
　そうすると、本件の子どもの事故を操作・構造規制によって減少させようという考えですが、汎用品もディスポも高級品も、100円ライターも1万円も操作・構造はほとんど変わらないんですよね。
○持丸座長
　ありがとうございました。
　ほかに、今確認しておきたいご質問ございますか。
○仲野委員
　只今のご説明、もう一回確認させていただきたいのですが、汎用品というのは、ここ(実物提示)にありますけれども、ディスポーザブルライターに注入弁がついています。こういうものをイメージされていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。
○島上課長補佐
　そういうものもあるでしょうし、先ほど申し上げたように、贅沢品といいますか高級品以外のものという整理かもしれませんし、その辺をどう確定するのかということは議

論すべき話かなと思っております。
○持丸座長
そこもまさしくディスカッションのポイントになります。2通りに分けるのがいいのか、それから廣田委員がおっしゃったように、そもそも操作から考えたら分ける必要はないのではないかということも含めてという意味ですね。
ほかに質問、確認事項はございますか。――よろしいですか。
では、諸々ご意見その他お考えがあればぜひお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、柳澤委員からどうぞ。
○柳澤委員
事務局でまとめていただきました2枚目のページですが、これは今のライターの市場を言い当てているというか、非常に正確に表現していると思います。ここの中で、注入式の中でも、いわゆる汎用品というふうな形で出ていますが、基本的には、数量がどれぐらい出ているか、これが子どもさんの危険をなるべく低減する方向に働くと思いますので、もし量が多いところは規制しないといけないのではないかと考えます。
○持丸座長
ありがとうございます。他はご意見いかがでしょうか。
論点が幾つか、このとおりでなくてもいいのですが、注入式ライターをどうするのかという話、それから、もし区別するとしたら非常に高級品と汎用品をどのように分けるのかとしかここでは提案されておりません。それから、その他のライターについても、点火棒及びノベルティライターをどのように位置づけるのかというようなことがこの中では出ておりますが、いかがでしょうか。山中先生お願いします。
○山中委員
今ライターの構造の面から分けていらっしゃいますが、私は、小さい子どもによる火災の予防を考えれば、やはりアクセスのしやすさ、要するに本日の資料でいえば出荷数が多いもの、それから操作が簡単で点火しやすいものを対象にすべきと思います。そういう面から考えると、今、柳澤委員がおっしゃったように、数量がすごく出ているものを中心に考えるべきだと思います。
その中でも構造が、小さい子ども、例えば2歳あるいは3歳でも操作しやすいということは、危険性につながると思います。数量が多いと一般家庭にも入りやすいですし、安いということは、景品だったり、お父さんがどこかでライターが手元にないたびに買ってきてしまいます。5個も6個も火災現場からライターが発見されるのは、そのような背景があると思います。数量が多いということと安いということ、その2点が危険度を高めていると思うので、そういう面から考えたほうがいいのではないかと思っています。
以上です。
○持丸座長
ありがとうございます。他はいかがでしょうか。川村委員お願いします。
○川村委員
たびたび素朴な質問で申しわけないのですが、今の先生のお話には関連するようですけれども、輸入製品が随分多いという割合から考えて、もし日本の中でCR規制ができたとしたときに、輸入製品をどのように日本のCR規制のものに乗せられるのか、どういう

ことをすれば完全に汎用品でCRの製品なるというか、それで子どもの事故は大丈夫だろうというふうに思えるのでしょうか。
○持丸座長
　これは事務局から回答をいただけますか。例えばということで、CR規制を輸入品も含めてかけるにはどのような方策があり得るか。
○三木製品安全課長
　今回の審議会、ワーキングを含めての前提は、昨年12月に経産大臣からこの審議会に諮問がございまして、消費生活用製品の特定製品に指定することについてということでございまして、現在消費生活用製品の特定製品、特別特定製品も含めて9品目指定されてございまして、これは輸入品も含めて技術基準の適合義務がかかりますので、技術基準の適合義務をかけて担保していくということでございます。
○持丸座長
　よろしいでしょうか。ちょっと難しいのですが、SGとか協会でやっている自主基準でやれる可能性としては、特定商品、特定製品というのは、法的な枠をかけて、日本で流通するものに関して網をかけられるということだろうと私は理解しています。
　大体そんなことでよろしいでしょうか。
○三木製品安全課長
　PSCマークを貼らないと日本では売れないということになりますね。PSCマークを付けるには技術基準に適合しなければならないということで、そこでチェックしていきたいと思っております。
○川村委員
　そうすると、それ以外のいわゆる粗悪な商品は出回らないというか、子どもたちの手には触れられなくなるだろうということでよろしいのでしょうか。
○三木製品安全課長
　法律の執行をきちんとやっていくことが必要だと思っています。
○川村委員
　アメリカなどの例でいえば、そういうCR規制以外のものが出回るというようなことはないんでしょうか。今の現状ではどうなっているのか、もしわかったら教えていただきたいのですが。
○持丸座長
　新井委員、もしご存じでしたらお願いします。
○新井委員
　マーケットサーベランスといいまして、市場に出回っている製品を一定時、全米で購入して検査をしておりまして、現在のところ出回っていないことになってございます。特に輸入品につきましては、輸入する時点でCPSCがチェックをして通していきますので、その辺はCPSCだけではなくて税関のほうも一体となって検査しておりますので、流通はしていないと聞いてございます。
○川村委員
　はい。ありがとうございました。
○持丸座長

仲野委員どうぞ。
○仲野委員
ただいまのアメリカでの実施状況でございますが、確かにCPSCはマーケットウォッチをきちんとやって市場監視をしているといっております。ただ、マーケットの実態としては、やはり闇ルートで入ってくるものが多々あって、そういうものが事故を起こしているという実態はあるようです。ただ、その証拠をもっているのかといわれると、もっておりません。
○持丸座長
ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。
○仲野委員
適合範囲について、意見を述べろということでございますが、今日、こういう区分けを頂戴しましたので、団体に持ち帰って会員さんのご意見を伺って、それで改めて意見を述べさせていただきたいと思っております。
○持丸座長
わかりました。
他の委員の方は何かございますでしょうか。
私が、座長として申し上げるべきかどうかわからないのですが、ノベルティライターについて、これもぜひ協会の中で、もしくは他のメーカーの方も考えていただきたいのですが、私がちょっと懸念しておりますのは、これを子どもが手に入れる機会が多そうだというと、どちらかというと製造よりは流通側にも問題を感じておりまして、例えば100円のガチャガチャでおまけに出てくるとか、運動会のおまけで出てくるとか、つまりタバコを吸う方に渡すのではない、タバコにくっついてくるのではない形で、ピストル型のライターが出てくるとか、そういうのが実態として東京都の調査の中でも出ておりましたので、やはりそういうことも含めて、この辺はぜひ慎重にご議論いただければと思います。
他はいかがでしょうか。
○仲野委員
直接関係しないかもしれませんが、ノベルティライターという用語ですが、アメリカでもEUでも定義として「ノベルティライター」という言い方をしておりますが、日本ではノベルティライターというと、皆さんイメージがちょっと違うのではないかなという気がいたします。
○持丸座長
なるほど。
○仲野委員
一つご提案ですが、日本でこの商品群をいうときに、いわゆるおもちゃのような「トイライク」というような言葉を使うようにならないかなという気がいたしております。
○持丸座長
わかりました。ただ、最終的には名前のこともありますが、まずこの委員会の中で、今この場で定義するつもりはないのですが、皆さん持ち帰るのでしたら、定義も含めて、

我々としては将来的に「トイライター」でも良いですが、今ノベルティライターというのはこの辺のものをノベルティライターと考えているというあたりのこともぜひご提示いただければと思います。もし可能ならば、次回にサンプルみたいなものも持ってきていただけると、ほかの委員の方も、必ずしもライターに詳しくない方もいらっしゃるので、わかりやすいかなという気がいたします。

○仲野委員

そのノベルティライターの定義についてはグレーゾーンがあるとか、いろいろ団体としても懸念をしておりますが、事故対策室長も向こうに行かれて資料をごらんになっているかもしれませんが、EU委員会が、こういうものはノベルティ、こういうものはノベルティではないというのをネットで公開しておりますので、もし必要でしたら、次回その資料を出させていただきたいと思っております。

○持丸座長

なるほど。よろしくお願いいたします。

他によろしいでしょうか。――どうもありがとうございました。

それでは最後ですが、本日の全体を通して何かご意見、ご質問などございますでしょうか。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

個別で何か意見をいいたいときの話ですが、何か思いついたとき、次回の会議のことで、例えば個別に先に提案していく場所は持丸さんのところでよろしいのでしょうか。会議と会議の間に何か聞きたいこと……

○持丸座長

それは事務局のほうへご相談いただければと思います。

○瀬川委員

事務局の方でよろしいんですか。課長のところでよろしいということですか。わかりました。

【閉会】

○持丸座長

他はよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。今日いろいろご意見を頂戴しましたので、事務局でもこの意見をもとに、また次のことを検討していきたいと思いますし、委員の皆さんも持ち帰るなり何なりでその後の検討を進めていただければと思います。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○島上課長補佐

本日の議事録及び議事要旨につきましては、事務局で作成した上で、後日委員の皆様にご確認いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。その上で公開したいと考えております。

また、次回につきましては、3月19日14時より開催させていただきます。

以上です。

○持丸座長

以上をもちまして、本日の「消費経済審議会製品安全部会ライターワーキンググループ」の審議を終了いたします。

本日は、ご多忙のところをお集まりいただきましてどうもありがとうございました。

問い合わせ先
経済産業省商務流通グループ製品安全課
電 話：03-3501-1512
ＦＡＸ：03-3501-6201